

## 開発の目的に応じた排水施設に関する検査対象の分類表

※開発と建築の手続の流れについては、手続概略図①～③をご確認ください。

	開発の目的	排水施設に関する検査対象		説明	手続概略図
		汚水	雨水		
建築計画が定められる開発行為	非自己居住用 (長屋、共同住宅等)	全ての排水施設 (建築物周辺の排水柵等を含む)	全ての排水施設 (建築物周辺の排水柵等を含む)	建築計画が定められることから、全ての排水施設が検査対象となります。 したがって、公告前承認を受け、開発工事完了検査前に、建築工事を行う必要があります。 このため、開発許可後であれば、適合証明の申請が可能です。 開発工事と建築工事は同時並行的に行われますが、開発工事の完了検査に合格し、完了公告がされるまでは、建築物を使用することはできません。	①
	自己業務用				
	非自己業務用 (貸店舗、貸事務所等)				
建築計画が定められる開発行為	自己居住用	最終柵から一時放流先の接続まで	最終柵から一時放流先の接続まで	建築計画が定められますが、自己居住用に限り、検査対象を緩和し、「最終柵から一時放流先の接続まで」の排水施設を検査対象としています。 このため、開発許可後であれば、適合証明の申請が可能です。 開発工事完了検査前に、建築確認の手続を進めることはできませんが、開発工事の完了検査に合格し、完了公告がされるまでは、建築工事を行うことはできません。 なお、開発工事の完了公告前に建築工事を行う場合は、長屋、共同住宅等と同様に、公告前承認を受ける必要があります。この場合、全ての排水施設が検査対象となります。	②
建築計画が定められない開発行為	非自己居住用 (戸建分譲住宅)	最終柵から一時放流先の接続まで	雨水流出抑制施設の流入柵から最終柵を通じて一時放流先の接続まで	建築計画が定められないことから、全ての排水施設が検査対象とはなりません。自己居住用と異なり、雨水流出抑制施設などが検査対象となります。 また、公告前承認を受ける必要はありませんが、適合証明は、開発工事の完了公告後に申請が可能となります。	③